

資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

【学級担任等】

- ・朝の会や帰りの会で、いじめのニュースを取り上げ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・道徳の授業で「いじめ」に関する内容を取り上げ、人権感覚を養う。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・行事では生徒に役割を与え、賞賛する機会を積極的に作り、自己存在感と共感的人間関係を構築する。
- ・生徒への発言に気をつけ、いじめを助長したり、生徒を傷つけたりしないように注意する。
- ・いじめについて学級通信で取り上げ、保護者の意見を聞く。

【養護教諭】

- ・始業式や終業式など教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

【生徒指導担当教員】

- ・いじめアンケートを毎月実施し、分析結果を全職員に提供する。
- ・職朝を利用し、各学級の様子を報告してもらったり、校内研修で気になる生徒の様子を取り上げたりして、職員間で共通理解を図る。

【管理職】

- ・全校集会で校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。
- ・教職員に対して、道徳教育や人権教育の充実を働きかける。

2 早期発見のための措置

【学級担任等】

- ・健康観察を丁寧に行い、生徒の表情や体調など小さな変化に気付くことができるよう、アンテナを高くもつ。
- ・他の教職員との会話のなかで、気になる生徒の話題が出てきたときには、授業での観察をお願いしたり、生徒指導担当に相談したりする。
- ・教育相談やチャンス相談を利用し、生徒の悩みを把握する。
- ・学級通信等を通して、保護者に気になることの相談を呼びかける。また、電話連絡の際に、気になることを聞く。

【養護教諭】

- ・保健室に来室する生徒の様子を見て、いつもと違うと感じたときには、学級担任にその様子を報告したり、生徒の悩みを聞いたりする。
- ・生徒との雑談の中で、その様子に目を配る。

【生徒指導担当教員】

- ・いじめアンケートを毎月実施したり、教育相談を計画的に実施したりする。
- ・教育相談で把握した情報を全職員が共有できるシートを作成し、まとめる。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視で生徒の異常の有無を確認する。

【管理職】

- ・生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切

に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 情報を集める

【学級担任等、養護教諭】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。暴力を伴ういじめの場合は、他の職員の協力も得る。協力要請があったら、直ぐに現場に行く。
- ・生徒や保護者から「いじめ」についての相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、メモをとる。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際に、複数の生徒が関係している場合は複数の職員で同時刻にかつ個別に実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所や時間等に慎重な配慮を行う。

【組織】

- ・教職員、生徒、保護者、地域住民などからいじめの情報を集める。
- ・得られた情報は記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

- ・いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は「いじめ対策実務委員会」の委員全職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ・速やかに「いじめ対策実務委員会」を開き、調査の方針について決定する。
- ・生徒の聴き取りに当たっては、学級担任・生徒指導主事のほか、生徒が話をしやすいよう担当する教職員を選任する。
- ・指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ対策実務委員会」で決定する。
- ・「いじめ対策委員会」を開催して情報を共有し、全教職員で連携して組織的な対応に努める。

(3) 一A 生徒への指導・支援を行う

【いじめられた生徒に対応する教員】

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人達）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

【いじめた生徒に対応する教員】

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、高岡警察署とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、他のことに力を注ぐことができることで発散できる力を育む。

【学級担任等】

- ・学級で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

【組織】

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録簿を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(3) 一B 保護者と連携する。

【学級担任を含む複数の教員】

- ・家庭訪問などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。状況により、保護者に学校へ来てもらう。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料 3

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

| 場 面 | サ イ ン |
|------------|--|
| 登校時 朝の会 | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 身体に傷や殴られた痕がある。 表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 |
| 授業中 | 教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 発言すると嘲笑される。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 給食時間 | 一人だけ机を拭いてもらえない。 給食当番で、「つぐな(配膳するな)」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。 グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。 食欲がなくなる。 給食のおかずやデザートを他人に与えている。 |
| 休み時間 | 用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 友達が急に変わったり、教職員が友達のことを聞くと嫌がったりする。 一人でぼつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。 特定のグループと常に同行動をとる。 |
| 清掃時間 | 複数の人数を必要とする場所で、一人で清掃している。 後片付けをいつも一人でしている。 |
| 放課後等 | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 |

2 いじめた生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| | サイン |
|--|--|
| | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 |

資料 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

| サ イ ン |
|---|
| 嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、回りから離されたりしている。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 |
| 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

| |
|--|
| いらいらしたり、言動が激しくなったりする。 学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 表情がさえず、時折涙を流す。 転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。 |
| 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える（頻尿や腹痛、下痢、原因不明の熱等）。 食欲不振・不眠を訴える。 |
| 学習時間が減る。 成績が下がる。 |
| 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。 |

資料 5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

